

【質問】六ヶ月ぶりに皮膚科で治療を受けたときは旧患として再診料を払いましたが、一ヶ月前に打撲で治療を受けて、まだ痛みが残っていたので再び同じ外科を受診したときは新患とされ、初診料を請求されました。半年で再診で、ひと月で初診となるのは、どうしても納得がいきません。これは医師会で決めているのですか？

(法人職員)

通院中止1ヶ月が基準



診療費「初診」「再診」の解釈

【答え】保険医療機関が診療費算定の基礎にしている「社会保険・老人保健診療報酬」「医科点数表の解釈」によりますと、「(1) 患者が任意に診療を中止し、1ヶ月以上経過した後、再び同一の医療機関において診療を受ける場合には、その診療が同一病名又は同一

症状によるものであっても、その際の診療は、初診として取り扱う」とされています。また、「(2)

(1)にかかわらず、慢性疾患等明らかに同一の疾病又は症状であると推定される場合の診療は、初診として取り扱わない」とされています。

より全国共通の取り決めであり、医師会で決めているものではありません。

医師の判断によることも

質問から推察します
(請求) しても何らおかしくはないのですが、かかりつけ医はできるだけ患者さんの負担が少ないようになると考え方努力していますから、一ヶ月以上たったケースでも医師の判断により再診扱いになることもあります。

(県医師会)

できないものとしたのでしょうか。

一ヶ月前に打撲し治療を受け、その後、一、二回の通院で中止した。しかし、ひと月たつたけれどやはり何らかの症状があるものだから診察を受けた場合は、(1)に当てはまるケースで、健保法上、初診料を算定

(請求) しても何らおかしくはないのですが、かかりつけ医はできるだけ患者さんの負担が少ないようになると考え方努力していますから、一ヶ月以上たったケースでも医師の判断により再診扱いになることもあります。